

有害ごみの出し方

市が配布する「有害ごみ袋」に入れて出すか、透明または半透明のポリ袋に「有害ごみ」と明記して出してください。
※袋の口はしっかりと結んで出してください。



市HP「有害ごみ袋配布場所」

有害ごみの品目

乾電池・コイン電池



小型充電式電池・ボタン電池は出せません。

最寄りの「小型充電式電池回収ボックス」及び「ボタン電池回収缶」が設置されている家電量販店等にお持ちください。

蛍光灯（管）※電球型を含む



LEDも含まれます。LEDの場合は「LED」と明記してください。
※白熱電球は「不燃ごみ」です。

新しいものを購入した際の箱に入れて出すこともできます。

体温計

水銀使用の体温計が対象です。



電子式、液晶のものについては「不燃ごみ」に出してください。

使い捨てライター



中身を使い切ってください。

小型充電式電池内蔵製品（50cm未満）



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



上記のリサイクルマークが目印です。



小型充電式電池が取り外せない電子機器は「有害ごみ」に出してください。

50cm以上のものは「粗大ごみ」に出してください。

電子機器から取り外しできる場合は、小型充電式電池は回収協力店舗に設置されている「小型充電式電池回収ボックス」に出してください。本体は50cm未満の場合は「不燃ごみ」です。



「協力店舗」検索

発火の危険！



有害ごみの対象品目は、過度な力が加わると発火・発熱する危険がある製品が多く、リサイクル工場での発火事故等の原因になります。
上記の品目は必ず「有害ごみ」に出してください。